

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当センターは保険医療機関です。

2. 入院基本料について

◆ L2（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 40床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

◆ L3（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 44床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

◆ L4（障害者施設等入院基本料：10対1入院基本料） 44床

当病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師・准看護師）と1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯ごとの配置は次の通りです。

- 8：30～16：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は5人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 8：30～16：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- 16：30～8：30まで、看護補助者1人当たりの受け持ち数は40人以内です。

3. 入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について

当センターでは入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化に関する基準を満たしています。

4. 明細書発行体制について

当センターでは、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 東海北陸厚生局への届出事項に関する事項

- ① 当センターは、次の施設基準に適合している旨を東海北陸厚生局長に届出をおこなっております。

<基本診療料>

- ◆ 医療DX推進体制整備加算
- ◆ 障害者施設等入院基本料10対1
- ◆ 看護補助加算
- ◆ 診療録管理体制加算3
- ◆ 特殊疾患入院施設管理加算
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 栄養サポートチーム加算
- ◆ 医療安全対策加算2
- ◆ 後発医薬品使用体制加算1
- ◆ データ提出加算
- ◆ 医療的ケア児（者）入院前支援加算

<特掲診療料>

- ◆ 電子的診療情報評価料
- ◆ がん性疼痛緩和指導管理料
- ◆ 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- ◆ 遺伝カウンセリング加算
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- ◆ 運動器リハビリテーション料（I）
- ◆ 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◆ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ◆ 入院ベースアップ評価料38
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料
- ◆ 酸素の購入単価
- ◆ 入院時食事療養・入院時生活療養（I）

- ② 栄養サポートチーム加算について

当センターでは、栄養障害のある患者様、特別な栄養管理を必要とする患者様に対して多職種で構成された栄養サポートチームでの診療を行っています。

- ③ 医療DX推進体制整備加算に係る院内掲示

当センターは医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて、質の高い医療の提供を目指しております。

④ 医療情報取得加算に係る院内掲示

当センターではオンライン資格確認システムの導入に伴い、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行う体制を整えています。

⑤ クラウン・ブリッジ維持管理料について

当院で作製した金属の冠やブリッジについて、2年間の維持管理料を行っています。

⑥ 入院時食事療養費について

入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。

⑦ 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年の診療報酬改定により、10月から長期収載品の選定療養の制度が開始されました。

この制度は患者様のご希望を踏まえて長期収載品を処方した場合に、後発医薬品との差額の一部を選定療養費として患者様にご負担いただくものです。

ただし、医師が医療上必要性を判断した場合や後発医薬品の提供が困難な場合は対象外となります。ご理解ご協力ををお願いいたします。

6. 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。
(税込表示になります)

◆ 文書料

一般診断書	2, 200円
児童補装具費（購入・修理）支給意見書	2, 200円
障害者日常生活用具給付意見書	2, 200円
障害児福祉手当認定診断書	2, 200円
学校証明書	2, 200円
身体者障害者診断書・意見書	5, 500円
特別児童扶養手当認定診断書	5, 500円
補助装具交付についての意見書	2, 200円
補助装具費支給についての意見書	2, 200円
領収証明書（1年間につき）	1, 100円

※上記、1枚当たりの費用となります。

◆ ADOS-2 11, 000円

◆ 死後処置料（寝巻き、診断書料込み） 22, 000円

◆ 診察券再発行 110円

◆ 日用品（オムツ・シャンプー・ボディソープ・歯磨き粉・使い捨ておしぶり・使い捨てエプロン）1日336円

※ なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

令和7年12月1日更新